

吹田民主商工会

いんぷおめ〜しょん



吹田市川園町20-1
 TEL (06) 9383-2211
 FAX (06) 9382-8190
<http://www.suita-minshou.com>
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

国民健康保険料減免

コロナ特例を活用しよう

まもなく吹田市から国民健康保険料の決定通知書と納付書が送付されます。今年はコロナ危機のため、政府が特例の減免制度を創設しています。世帯主の年間収入（所得）が3割以上減少する見込みがあるなどの要件を満たせば、保険料減免を活用することができます。申請には収入・所得が減少する見込みを申告する必要があります。直近（できれば5月まで）の売上や仕入・諸経費の集計を国保相談の支部集会に持ってきてください。

持続化給付金の申請について

先週の記事で持続化給付金の所得税確定申告書の収入金額の事業欄を記載していない場合の対応についてお知らせしましたが、個人事業者の会員さんから収支内訳書を添付して給付を受けられたとご連絡が多くなりました。数名の方からそれでもエラー・修正依頼が届くと相談が寄せられています。申告書の内容ではなく、金額の入力誤りなどが原因だったこともありました。何度やってもエラー・修正依頼が届くなどあれば、ご相談ください。

よくある修正依頼③

売上減少が減少したとする対象月の売上台帳に必要事項が記載されていない場合があります。「売上（台帳）」「事業所名」「2020年（令和2年）〇月」「対象月の売上合計」の4点の記載が必要です。売上台帳について修正依頼があった場合は添付した台帳を見直してください。

売上台帳		事業所名
2020年4月		
1日	一般客	17500
2日		12500
3日		15500
(略)		
合計		387500

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯
- 【要件】
- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の計算式】

$$\text{対象保険料(税)額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料(税)減免額} \quad (A \times B / C)$$

【表1】

対象保険料(税)額 = A × B / C

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料(税)額
 B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
 C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

消費税の納税 大丈夫ですか？ 「納税の猶予」のコロナ特例について

- ・要件 (①・②両方に該当すること)
 - ①2月以降に1ヶ月の売上が前年同月よりおおむね20%減少。
 - ②一時に納税が困難。
- ・概要

2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限があるほぼすべての国税。納期限が過ぎていてもさかのぼって適用可能。ただし6月30日までに申請が必要。
- ・メリット

延滞税・担保なしで納税が1年間猶予に。地方税や社会保険料にも同様の制度あり。

申請は非常に簡素になっています。まずはご相談を！

新役員を迎えて支部総会を開催

6月5日に民商會館で中央支部が総会を開催しました。中央支部は荒谷さんが廃業し、民商を退会したため役員が少なくなっていました。この総会に向けて桑島さんと事務局が一緒に入会して2年目の松澤さんを訪問して支部役員になってもらえないかと要請しました。松澤さんは快く引き受けていただき、支部総会へも参加しました。総会ではコロナ感染拡大で大変な状況になっていることが話題になりました。参加した会員のうち2人が持続化給付金や府・市の給付金を申請していました。また、雇用調整助成金の申請も行い労働者の雇用を守ろうと頑張っている会員もいました。会員からは「どの制度も手続きが煩雑で分かりにくい」「雇用調整金の申請に行って、担当者から簡単にお金はもらえないというような内容の話があり、腹が立った」と今の制度や行政の姿勢に対する意見が出されました。最後に一人一人の会員とのつながりを大事にしながら会を大きくすることと役員への要請を強めていくことを確認しました。

伝言板

無料法律相談

6月18日(木) 13時00分 民商事務所
 北大阪総合法律事務所への必ず事前に予約のご連絡をお願いします。(時間調整のため)

コロナ対策給付金等相談会(民商事務所)

6月22日(月) 14時00分・23日(火) 19時00分
 参加される方は事前にご連絡ください。(参加人数に応じて時間帯の調整を行います)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！